

## 別添1

法務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
41	B 地方に対する規制緩和	その他	外国人受入環境整備交付金の運用改善	外国人受入環境整備交付金について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、国の概算要求が公表される8月に合わせて、交付申請等のスケジュール・対象となる事業の要件・対象経費、対象外経費の別に関する情報を提供すること。	同交付金については、1月中旬に初めて国から説明があり、要綱案等の提示があったのは1月末であった。本県の場合、当初予算の編成及び2月補正予算については、2月議会で提案するために作業を進める必要があり、その斤量は非常に充実している。このようなスケジュールでは、交付金を活用した事業の実施は非常に困難である。	日程に配慮いただくことにより、全ての都道府県が平等に、交付金を活用した事業実施を検討することができる。	平成31年2月13日「外国人受入環境整備交付金(整備)交付要綱」、翌年度の当初予算編成に間に合う時期に、国の支援制度等の情報などをいたぐことにより、国の支援があつて初めて実施できる事業なども検討できる。	法務省	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、大仙市、西和賀町、湯沢市、大島市、小坂町、羽後町、東成瀬村	川崎市、富山県、豊橋市、小牧市、大阪府、大阪市、島根県、広島市、愛媛県、熊本市	○平成31年度の事業実施にあたり、当県でも当初予算額の不足額が生じたため、2月補正により増額予定としている。(※当県の状況…当県では、多言語による相談体制の拡充を図るため、平成31年度当初予算において一般財源により事業費を確保していた。その後、国と財政所管課とも調整し、来年2月補正により予算額を増額することとし、それまでの間は他事業予算の流用にて対応することとした。)○補正予算等の準備をすることができず、仮に補正予算を組んだとしても、1ヶ月半程度の期間で整備費を執行することは不可能であると判断し、当初の整備費交付金の申請は見送った。○当初予算及び2月補正予算に係る斤内手続の調整が間に合つたため交付申請することができたが、手続に係る準備期間は極めて短かった。○当市においても、外国人受入環境整備交付金の活用に当たって、当初予算編成に間に合わず、一次募集に申請することができなかつた。	ご指摘を踏まえ、国の予算決定スケジュールとの関係で可能な限り早期に同交付金に関する情報提供を行ってまいります。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
105	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2により、それぞれ、市町村長が、65歳以上の者の対象者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるとき、成年後見審判の請求をすることができるところ、対象者の現在地と居住地、市町村長申立権の根拠である老人福祉法等の「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」の規定は、本人の意思能力や家族の有無、生活状況、資産等から判断して、特に申立ての必要性がある場合、市町村長の申立権を認めると解される。	市町村長は、老人福祉法等によらず市町村の基準の明確化	老人福祉法第32条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2により、それそれ、市町村長が、65歳以上の者の対象者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるとき、成年後見審判の請求をすることができるところ、対象者は住民基本台帳に登録している市町村の市町村長が後見等開始の審判の申立てを行うのが、介護保険等のサービスの援護元が申立てを行うのか、現在、明確な基準がないところ、これを明確化する通知等が発出されれば、市町村間の調整が改善され、さらには、対象者の権利擁護にも寄与するものと考えられる。	老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2	法務省、厚生労働省	茨木市	盛岡市、白河市、水戸市、川越市、江戸川区、横浜市、川崎市、十日町市、浜松市、豊橋市、大阪府、川西市、南あわじ市、串本町、加島市、徳島県、徳島市、高松市、宇和島市、久留米市、熊本市、中津市	○関係自治体との調整に時間を要しているため、全国どの地域でも成年後見制度が効果的に活用されるよう、国が示すガイドライン等があると効率的であると考える。 ○平成17年3月29日厚生労働省社会・保護局通達障害発第0729001号、障害免第0729001号通知「T・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」に記載の「首長申立ての権限の認定」と会ったことのないなどのケースも多々有る中で、その説明やモデルルールなどりかなりの時間を要することもあるため、併せて「マニュアル」等があると効率的ではないかと考える。 ○今後の認知症高齢者の増加に伴い、住所地特例施設入所者や住所地と居住地が異なる場合などの成年後見制度適用事業の増加を想定したときの明確な基準の制定を希望する。 ○当市においても、他市町村に於ける住所地特例施設に当市が措置入所の手続きを行い、住所地が他市町村、介護保険の保険者が当市と異なる場合に、対象者を首長申立てを行つた時の検討を要したケースがあった。当該ケースについて、結果的に、措置入所の手続きを行い、介護保険の保険者がある当市において首長申立ての手続きを進めることとなつたが、当該ケースのうちに、対象者の権利擁護にも寄与するものと考えられる。 ○当市及び県下の市町村においても、各市町村に於ける首長申立てを行つた時の検討を行つてほしいと考えられる。 ○当市では、市町村間の調整を誰が担うのかが明確ではなく、市町村職員が支援者に対して直接市町村に行き、支援者に事例を伝える事例も発生している。支援者の調整の相談をして中で「いたしましわせ感」があると考られる。また、市町村や専門職団体から県に於けるモデルルールの作成や複数の市町村が関わる場合の申立て手順を示すよう依頼しているが、いまだ示されていないため、制度改正の必要性があると考えられる。 ○成年後見審判は年々増加の傾向にあるため、今後同様のケースが見込まれる。複数の市町村がかかる際に、成年後見開始の審判の申立てどこが行なうか明確化する必要性は十分にあると考えられる。 ○他市の施設に入所されている方の住民票が当市にある事例で、当市にて審判の申立てができないか検討したケースがあった。この場合も、現在地で申立てする方が手続きがスムーズだと考えつても明確な基準がなく苦慮した経験があった。 ○成年後見制度に関する首長申立てについての明確な基準が示され、市町村間での調整などに要する無駄な時間が解消され、成年後見制度が円滑に運営することができるが、認知症高齢者の権利擁護につながるを考える。 ○県レベルでは、首長申立ての実施者について県内市町村に共通の「考え方」が示されているが、県を超えた調整の場合、理解が得られないことを想定される。 ○当市においても、昨年度住民票を転換して削除された者の支援に関わった。そのケースは申し立てにては至らなかったが、今後このようなケースの増加が考えられるため、基準の明確化を求める。 ○当市においても県内の市町村から全国から統一の取り扱いを示してほしいとの意見が多数ある。 ○当市においては、住民票を他都市で持つながら、当市に10年以上居住の実感があつた方に於いて、当市が生活保護の実施機関となつていることを理由に、市長申立てを行つた事例である。 ○当市においては、首長申立てをするあたり、対象者の居住地の家裁へ申立てをするという観点から、居住地の市町村が申立てをすべきと考えている。しかし、実際には、介護保険の保険者があることと住民基本台帳上の住所地であることを理由に、首長申立てを依頼されることはある。当市としては対象者の権利擁護に影響を与えることは避けたいとの柔軟な対応をしているが、どちらの市町村が行なうか明確な決まりはなく、それそれの市町村の考え方とも異なることから調整に時間を要する。 ○当市では、原則本人が居住する区(市町村)が申立てを行つて、他の区(市町村)が本人の状況を把握している場合や、「居住地」が定まらない場合は、市町村が協議を行い、申立てを行つて、他の区(市町村)が決めている。また、措置での施設入所者については、本人の状況がよく分かっている市町村であればよいと解されており、当市では原則措置をしている区(市町村)が申立てを行つただし、市外施設に市内居住者として措置している者や市内施設に市外居住者として措置している者に対する申立てについては、施設所在地の市町村と相談を行ふことを必要としており、市町村間で取り扱いが複雑なれば、調整に時間を要し、対象者の権利擁護に影響を与える可能性もある。 ○当市においても、平成29年度に同様の事例が発生している(保険者が当市で住所が他自治体の住所地特例者について、当市の実施要綱では市の区域内に住所を有する者のみを対象としており、住所地の自治体では住所地特例で居住している者は保険者が担当するとする実施要綱となっていたため、どちらの自治体でも市長申立てを行えない状況であった)。 ○基準の明確化が必要と思われるが、法律に市長申立てを行ふことを必要とする限り、柔軟に対応できる(どちらの自治体でも対応できる道を残す)ような配慮も必要と考える。 ○当市においても、複数の市町村が関わることで調整が上手いかず、市町村長申立てに至らなかったケースがある。現在はそれその自治体ごとに主張して立てる対象者を設定してたり、明確な基準がない。近隣の市町村で調整するためにも基準がほしい。 ○当市においても複数の市町村が関わることで立てる行為が課題になっている。そこで、施設所在地への集中を防ぐ意味から、一定の取扱いを示している。しかしながら、生活保護受給者及び長期入院患者の取扱いについては、市町村の合意が得られず、取扱いを示していない。全国市町村の課題であり、また他都道府県との調整が必要な事例もあることから、国で標準を示してほしい。 ○当市においても現況届に伴う事務や問い合わせ等の対応等が大きな負担となっており、期間の工夫や事務の軽減を求める。 ○本人が県外等の施設や病院に所属などと、介護保険の保険者は、あるいは自立支援給付の実施主体、生活保護受給者の場合は生活保護の実施機関等、適用でそろそろ根拠を探しながら裁判所に提起しているところである。申立てを行ふ裁判所については、本人の生活の本拠地を管轄する家庭裁判所であることが定められているが、どこの市町村長が申立てのかという点については法律上の規定はない。この点について実務上は、本人の状況(申立てが必要な状況)によつて扱われるが、いまだ規則を定めていないが、今後の制度の利用促進のためにも、全国的な基準を定めてほしい。併せて、成年後見利用支援事業の報酬助成の取扱いについても、一定の基準を定めてほしい。 ○当市においても、後見等開始の審判の申立てを行ふに当たり、住民票は他市にあり、他市の施設入所中の者が、住所地特例にて当市に障がい福祉サービスを提供しており、当市において申立てを行つた事例があった。他市との連絡調整等で申立てに時間を要した。 ○当市においても、介護保険の住所地特例で県外に出ていた被保険者について、どちらの市町村で申立てを実施するかで、意見調整をした事例があった。介護保険の住所地特例で県外に出ていた被保険者について、どちらの市町村が必ずしも本人の生活実態を全て把握していないあまり、介護保険等に於ける調査の範囲を行つてあるが、どこの市町村長が申立てのかという点については法律上の規定はない。この点について実務上は、本人の状況(申立てが必要な状況)によつて扱われるが、いまだ規則を定めていないが、今後は、成年後見制度の利用促進のためにも、全国的な基準を定めてほしい。 ○当市においても、対象者が現に居住している場所でいつ取り扱いを行つてあるため必ずしも、住民票の居住地に限ってはいい。市町村によっては、住民票と地図で誤認しているため、長期入院患者など住民票を前に住所地にいたままのケースなどは調整が必要な場合がある。 ○支援者にとっても、市町村によっても統一ルールが整備されることが、速やかな支援に繋がると思われる。 ○当市でも周辺市町村間に調整がつかず対応に苦慮しており、市町村の支援が生じてゐるため、全国統一の制度を確立することで市町村の基準統一を図り、事務負担軽減及び対象者の権利擁護にも寄与するものと考える。 ○支障事例 ○居住地：A市(救護施設) ○勤居予定期：A市(グループホーム) ○当市、市長申立ては可能だが、報酬助成対象外。 ○市長申立てのため、居住地へ職員が出張して本人面談を行う必要あり ○A市(県)の「申立書の作成とA1に基づき、「報酬の実施者は誰か、という理念や解釈が申立者を誰にするかという解釈の指針になると考えられる」という記載に過ぎず、報酬者が申立者として対応しているため対象外。 ○対象者の状況把握、職員の業務を伴う事務負担、申立て先等を総合的に判断して、居住地の市町村が申し立てを行うことが望ましいと考える。 ○サービスの報酬元と住民登録地が異なるケースが年間数件あり、その都度どちらが申立てを行ふか協議が必要となっている。 ○他自治体の施設入所者に関する申立てについて、対象者の情報を持つ市として申立てを行つた事例がある。報酬助成や、亡くなったときの対応を含めて整理が必要である。	成年後見審判の請求を行う主体については、成年後見審判を必要とする者の生活実態や支援の環境等が個人ごとに様々であることを踏まえ、関連する自治体間の調整に委ねられてきたところであり、一律に方針を示すことは難しいと考えており、提案自治体以外の自治体の意見も聞きながら慎重に検討する必要がある。		

1

例添1

